



広報

# 川越

同和問題特集号

号 外

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811代

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課

## 同和問題に一層のご理解を

川越市長 加藤瀧二

### 同 和 問 題



同和問題は、国の同和対策審議会の答申の中では、次のように述べられています。「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層の構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されていいる市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」さらに同答申は、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にないしては完全に保障されていないことが差別なのである。」としています。

この同和対策審議会の答申に基づき、昭和四十四年七月「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律によって、同和問題の解決は、国行政的責務であり、

同法の制定以後、同和地区的実態的差別としての劣悪な生活環境が改善するための各種の事業や、就職、結婚等における心理的差別解消のための啓蒙、啓発活動や、各種の講演会、研修会などが行われ、今日に至っています。

### 市 の 取 り 組 み

そこで川越市におきましては、「同和対策事業特別措置法」に基づき、昭和四十五年度より同和地区的道路、下水道の整備等、生活環境改善事業を実施し、同和行政を市政の重点施策の一つとして位置づけてまいりました。

この特集号は、市長あいさつの中にもありますように、かつて広報川越に掲載された被差別部落の歴史シリーズの総集編です。

### 歴史シリーズの総集編

係 か ら

このシリーズは、「同和問題をみんなで考えよう」という

タイトルで、昭和四十九年四月二十五日号から昭和五十年三月二十五日号まで二十

回にわたって連載しました。

この法律によつて、同和問題の原始時代からはじまつて水平社

同時に国民的課題であることが明確になりました。すなわち、同法第三条は「すべて国民は……同和対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。」と規定しております。

そのため、本市におきましては、その現状を正しく知ろう、五十一

年度「差別解消はみんなの手で」、五十二年度「人権尊重の明るい社会を」、五十三年度「差別の中心生き続けて」の同和シリーズを広報越に連載するほか、昭和五十年三月には同和問題特集号を発行するなど、啓蒙啓発活動にも力を入れてまいりました。

この

同和対策事業特別措置法は、十一年の時限立法で今年度が最終年に当ります。幸いこの特別法は三か年延長となりましたので、この

時にあたり、昭和四十九年から広報に掲載してまいりました被差別

市民の皆様には、もう一度本編を読みました。

この



## 徳川時代の被差別部落

にかけての享保（きょうほう）の改革、一七八七年から九三年までの寛政の改革、一八四一年から四年の天保の改革は、幕政の三大改革として有名です。

限を強化するばかりでなく、外見的にも賤民だとわかる規制を加えるようになつたことが注目されます。これは、賤民が農工商とは違う人間なんだぞということをことさら際立たせて、賤民部落がまるで社会的劣等集團であるかのような印象を人々に与えることによつて

観念や意識のうちにひそんでい  
差別で、ことばや動作になつてく  
れます。

現の特設人権相談所に寄せられた相談件数は左表のとおりですが、このうち最も多いのが結婚に関するもので、続いて職場におけるもの、近隣との交際に関するものという順になっています。これを見ても、今も結婚差別に泣いている部落の人々がどんなに多いかわかるはずあります。

## 心理的差別

なると、差別的な  
になつて現れます  
とくに問題にな  
は結婚をめぐる差別です。  
部落出身という理由だけで  
し合う者が結婚できなかつた

あるいは結婚しても離婚され  
いう例が少なくありません。  
に傷つき、結婚に破れて、自  
を絶つ悲惨な例も、部落では  
あとをたたないのでです。

年 度	開設回数	取扱件数
昭和45年度	2,091 回	17,754件
〃 46 〃	2,642	20,519
〃 47 〃	4,771	31,608
〃 48 〃	5,669	35,304
〃 49 〃	6,510	41,515
〃 50 〃	8,045	50,323
〃 51 〃	8,526	48,465

## 政治改革と 差別のひろがり

支出が多くなりました。それについて、政治的に無権利だった一部の大商人が流通経済をにぎり、武士の消費生活に寄生して富を重ね、経済的には幕府や諸藩の財政を左右するほど強力になりました。幕藩領主は、苦しくなった財政を立て直すために農民から取りたてる年貢をふやしたり、商人に新しい税金をかけたりしましたが、このような経済的な変化は、支配体制に大きな影響を与え、その基礎をなしていた身分制度がゆるむ原因になつたのです。

都市では、ききんや豪商の買い上げなどで物価が暴騰して生活できなくなつた貧民が打ちこわしを起しました。幕府や朝廷は首謀者をはりつけなどの極刑にする手段をとつて厳しく廻制をしましたが、一揆や打ちこわしはほげしくなる一方で、社会の不安動搖はいつそう高まりました。

さくに起しはとての心に直接関係する場なると、差別的なになつて現れますとくに問題になつてゐても、いきは結婚をめぐる差別です。部落出身という理由だけでし合う者が結婚できなかつたあるいは結婚しても離婚されいう例が少なくありません。に傷つき、結婚に破れて、自を絶つ悲惨な例も、部落ではあとをたたないのであります。

全国五十か所の法務局・地

封廻社会の移向を回復し、  
体制を建てなおすために、幕藩支配者は十八世紀以降たびたび政治改革を行いました。

車を行いました。

## 政治改革と 差別のひろがり

織や足袋などせいたくなものは、  
用しないこと、町を歩くときは、  
自分の部落名を書いた札を腰に下す  
こと、町人と似たような商い、  
しないことなどいろいろな規制  
はじめました。

部落を抜け出した賤民を見つ  
て部落につれもどす「えた狩り」  
いう彈圧が行われるようになつ  
るのはこのころからです。

け  
は  
と  
た  
な  
あ  
は  
るに翌年には、「えた・非凡  
俗についてのおふれ書」を出  
ごろえたや非凡の風俗が乱れ  
農工商と同じ身なりをして旅  
たご二・煮屋・小酒屋など  
由に出入りしているが、統制  
しくしてこのようなことが切

基本的人格

武藏野小六年

天保の改革のころには頂点に達しました。幕末の身分差別をよく表わした話に、『七分の一の言い伝え』ということがあります。一八五九年（安政六年）のことですが、江戸山谷堀外の新町に住む弾左衛門配下のえたが、真崎稻荷の縁目に出かけたところ、土地の若者に「お前のような者が来ると祭りが汚れる」と言いがかりをつけられ、口論のはてに殺されました。しかし、弾左衛門からの訴えに対して、時の北町奉行は、「えたの身分は平人（へいじん＝農工商）の七分の一にあたるから、えたが七人殺されたのでなければ、町方から一人の下手人を出すわけにはいかない」として採り上げませんでした。

こうした極端な差別扱いも、くずれゆく幕藩体制を何とか支えようとする、支配者の最後のあがきでした。

民衆からの差別

これまででは主として支配者の側からの差別政策について述べてきましたが、次に民衆からの賤民に対する差別について簡単にふれてみましょう。

徳川時代の中ごろから、幕藩権力による差別政策がしだいに強まるにつれて、農工商などの民衆の差別感情もまた著しくなってきました。これにはいろいろな理由がありますが、一言で言えば、幕藩支配者がもくろんだ分裂文配の政策に、民衆がうまうまと乗せられてしまつたということです。

前に「賤民の仕事」のところで、  
限定されだいたくつかの仕事以外に  
つくことは禁止されたと述べまし  
た。たしかに身分制度設定当時は  
賤民が農地を所有して農業にたず  
さわることは、一部の例外を除い  
てほとんどなかつたのですが、徳  
川時代の中期ごろから、農村の賤  
民部落がしだいに増えています。

十八世紀中ごろから差別政策が一段と強められたことは今まで見てきたところですが、このことは逆に言えば、差別政策への抵抗はじまり、幕藩体制を支える役員をする身分制度をゆるがすよう動きが出てきたことを示しています。たとえば、えた狩りが始まつたのは、部落から抜け出して平人にまぎれ込む者がしだいに多くなったためです。また、賤民部落の多くは、役員として司法警察の下働き内に

つていったとみることができる  
しょう。

一八五五年(安政二年)のこと  
すが、岡山藩で、えたの着物は  
地無紋の染めまたは藍染めに  
るという法令を出したところ、  
れを不満とした領内五十三部落  
翌一八五六年、一致団結して法  
撤回を求める強訴(こうそくし)  
者に對して徒党を組んで訴える  
と)に立ち上りました。藩で  
鉄砲隊までくり出してやつと騒  
をしずめ、首謀者などを処分す  
ことで長崎上までこうやつ支配則

で無限の権利のことであることができる。そして、この基本的人権は、におかされることのないものである。

しかし、世の中には、その人権がふみにじられていることが多い。

最近話題になつた「ルーツ」いうアメリカの映画にもある黒人問題がその一つであるといふ名のもとに、同じ人が同じ人間に差別されている現象の問題だ。こうしたこと無視の問題だ。

ある。永久である。基本的不自由な人もいる。こういう人達には、国がいろいろ手助けをしていることも学び、あらためて政治の大切さも少しずつわかつてきたような気がする。

ぼくたち一人一人が、自由であり、平等であることの意味をもう一度よく考えて、差別をなくし、弱い者も安心して生活できるよう社会をつくるように、努力しなければならない、と思ふ。



